

(電子メール施行)
教体第 1343 号
令和 3 年 7 月 9 日

各指定管理者様

兵庫県教育長

まん延防止等重点措置解除後の県立体育施設の取扱いについて (通知)

本県に出されていたまん延防止等重点措置が 7 月 11 日までで解除されます。

このことを受けて、7 月 12 日から 7 月 31 日までの県立体育施設の取扱いについては、以下の点が変更となりますので、適切に対応願います。

記

1 営業時間の制限

(神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市)

- ・ 20 時 30 分までの営業時間短縮の協力依頼
- (東播磨 (明石市を除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域)
- ・ 21 時 30 分までの営業時間短縮の協力依頼

2 イベント開催の場合の制限 (県内全域)

[大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの]

- ・ 収容定員 100%以内
- ・ 人数上限 5,000 人以下または収容定員の 50%以内 (上限 10,000 人) のいずれか大きい方

※収容定員と人数上限のいずれか小さい方

[大声での歓声・声援等が想定されるもの]

- ・ 収容定員 50%以内
- ・ 人数上限 5,000 人以下または収容定員の 50%以内 (上限 10,000 人) のいずれか大きい方

※収容定員と人数上限のいずれか小さい方

(共通)

- ・ 開催時間は最大 21 時まで
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底